

滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、本要綱第2条第1号に定める要件を満たす木造住宅について、本要綱第2条第4号に定める補助事業を、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年4月1日 国官会第2317号 国土交通事務次官通知）に基づいて実施する市町（以下「補助事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 旧基準木造住宅とは、次のすべての要件を満たす住宅をいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
 - イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。
 - ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。
 - エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの。
 - オ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。
- (2) 滋賀県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）とは、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講および修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (3) 耐震診断とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下、「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (4) 木造住宅耐震診断補強案作成補助事業（以下「補助事業」という。）とは、補助事業主体が旧基準木造住宅の所有者の申請を受けて耐震診断員を派遣し、耐震診断により上部構造評点等が0.7未満と診断された住宅について、上部構造評点を0.7以上に引き上げる耐震改修を行う際の補強案を作成し、あわせて当該補強案に係る改修費用の概算額を算出する事業（以下「耐震補強案作成事業」という。）をいう。

(補助対象等)

第3条 前条第4号に定める事業の内容、補助対象経費および補助率は、次表のとおりとする。

補助事業の内容	補助対象経費	補助率および金額
耐震補強案作成事業	耐震補強案作成事業に要する経費	1棟につき、補助対象経費の4分の1以内とし、15,500円(平成31年10月1日以降に完了する補助事業分にあつては15,750円)を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助事業主体の長は、補助金の交付を申請する場合は規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類（別紙1）
- (3) 予算議決書（抜粋）（別紙2）

（交付の条件）

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（交付の取下げ）

第6条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に取り下げる旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（交付決定額の変更申請）

第7条 補助事業主体の長は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、補助金交付決定額変更申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

（補助事業の中止または廃止）

第8条 補助事業主体の長は、補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業中止（廃止）申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業主体の長は、補助事業が完了したときは規則第12条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙1）
 - (2) 補助事業に係る収支決算書またはこれに代わる書類（別紙1）
 - (3) 木造住宅耐震補強案作成事業台帳の写（別紙3）
- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業主体の長に通知するものとする。

- 2 前項の額の確定通知を受けた補助事業主体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、滋賀県木造住宅耐震案作成事業費補助金交付請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の請求に基づき補助事業主体の長に当該補助金を交付するものとする。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第 11 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第 3 条の補助金等交付申請書の、規則第 13 条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第 12 条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ 30 日以内に行うものとする。

(付 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

平成 年度滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業費補助金交付決定額変更申請書

平成 年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました事業計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付変更額

交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 計画変更の理由

3 添付書類

変更事業計画書・変更収支予算書	別紙1のとおり
予算議決書（補正予定含む）（抜粋）	別紙2のとおり

（注）1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第2号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長

印

平成 年度滋賀県木造住宅耐震診断補強案作成事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました補助事業については、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業中止（廃止）の理由

4 中止する期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- (注) 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はない。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第3号（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長

印

平成 年度滋賀県木造住宅耐補強案作成事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定の通知を受けた滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業費補助金の交付について下記のとおり請求します。

記

1 請求額	金	円
交付決定額	金	円
既交付済額	金	円
精算額	金	円

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。